

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和4年度札幌市指定有形文化財等候補物件選考調査業務
発 注 課	市民文化局文化部文化財課
選 定 事 業 者	特定非営利活動法人 歴史的地域資産研究機構
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、札幌市指定文化財や国登録有形文化財といった既存の保護制度に該当する可能性がある物件を把握することを目的として、「札幌景観資産」や「さっぽろ・ふるさと文化百選」等他の複数の制度でその価値が認められている文化財（建造物）について、調査・分析を行うものである。</p> <p>本業務においては、文化財に関する専門的知識が必要なだけでなく、価値評価のための建築関連資料等の収集、他の指定・登録文化財との比較検討等を整理することが求められることから、幅広いネットワークや、これらの調査研究に係る十分な経験が必要である。</p> <p>当該選定事業者は、設立目的を「北海道内の学術研究者・専門家の能力をネットワーク化し、歴史的地域資産データの一元化、歴史的地域資産の調査・研究・評価、改修修復工事への助言や専門的判断、歴史的地域資産の施設管理運営など、まちづくりや地域づくり、学術・文化の発展・振興に寄与すること」としており、当該業務を専門的に取り扱っているだけでなく、平成27年度から29年度にかけて本市の「歴史的資産活用推進事業に係る調査」の受託実績もあり、これらに係る業務実績も豊富な団体である。</p> <p>これらのことから、本業務を円滑に遂行できるのは、文化財に関する専門的な知識を有し、かつ関連する調査研究等の実績が豊富である当該選定事業者のみであり、契約の性質又は目的は競争入札に適さないものと認め、当該業者を選定する。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和4年10月19日